

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

A工場：東京都練馬区〇-〇-〇

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

既存設備では、高性能エンジン部品年間生産量が9,495トンである。また歩留り率は95%に留まっている。当社はこれらの抜本的な改善を目指すため、このたび、最新のプレス機械、油圧ハンマーの導入により時間あたり生産量を年間20%向上させることで売上拡大を図るとともに、フォーシングロール導入により歩留り率を4%改善し、99%とすることを旨とする。

先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。
(例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。)

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得年月	設備等の名称/型式	所在地	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	用途
1	令和5年12月	プレス機器/PR123-45	東京都練馬区	機械装置	40,000	1	40,000	高性能エンジン製造
2	令和5年12月	空調設備/HM4321	東京都練馬区	建物附属設備	15,000	1	15,000	同上
3	令和6年3月	測定機器/FR21-2	東京都練馬区	器具備品	45,000	1	45,000	同上
計							100,000	

6 基準への適合状況

別紙

基準への適合状況（先端設備等に係る投資計画）

$$\text{投資利益率 (14)} = \frac{\text{各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額}}{\text{設備の取得等をする年度の翌年度以降3カ年度におけるものを平均した額}} > 5\%$$

(設備の取得等をする年度におけるその取得する設備の取得価額の合計額)

<投資の目的>

当初A工場A製品の製造ラインを構成する機械装置導入による売上拡大及び売上原価改善。

(単位：千円)

設備投資に伴う変化額	投資年度	投資年度の翌年度以降3カ年度			3年度平均 (12の単純平均)	投資利益率 (13÷1)
		1年度後	2年度後	3年度後		
設備投資額	①	100,000				
売上高	②	25,108	25,108	25,108		
売上原価 (=④+⑤)	③	9,254	9,254	9,254		
減価償却費以外	④	8,254	8,254	8,254		
減価償却費	⑤	1,000	1,000	1,000		
売上総利益 (=②-③)	⑥	15,854	15,854	15,854		
販管費 (=⑧+⑨)	⑦	0	0	0		
減価償却費以外	⑧	0	0	0		
減価償却費	⑨	0	0	0		
営業利益 (=⑥-⑦)	⑩	15,854	15,854	15,854		
減価償却費 (=⑤+⑨)	⑪	1,000	1,000	1,000		
営業利益+減価償却費 (=⑩+⑪)	⑫	16,854	16,854	16,854	16,854	16.9%

本件設備投資による効果について

※新規設備投資による効果を記載（適宜、編集して記載。別紙等でも可）

(1) 売上高への効果

(単位：千円)

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
売上高の変化額 (=②)	25,108	25,108	25,108	添付資料①、②参照

(2) 売上原価への効果

(単位：千円)

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
売上原価の変化額（減価償却費以外） 計 (=④)	8,254	8,254	8,254	
製品Aの販売量の増加に伴う原材料費等への影響	12,554	12,554	12,554	添付資料①、②参照
製品Aの歩留まり率の向上に伴う仕損費の改善	▲ 3,600	▲ 3,600	▲ 3,600	添付資料③参照
設備導入に伴う光熱費の改善	▲ 500	▲ 500	▲ 500	添付資料④参照
設備導入に伴う修繕費の改善	▲ 200	▲ 200	▲ 200	添付資料④参照

(3) 販管費への効果

(単位：千円)

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
販管費の変化額（減価償却費以外） 計 (=⑧)	0	0	0	

先端設備等導入計画に係る認定申請書

令和5年10月20日

(市区町村長) 殿

住 所 〒000-0000
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名 称 及 び 株式会社太刀井工業
代表者の氏名 代表取締役 平川 貴徹

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社太刀井工業
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 平川 貴徹
3	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4	資本金又は出資の額	〇, 〇〇〇万円
5	常時使用する従業員の数	〇〇人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

2 計画期間

令和5年11月 ～ 令和8年10月

3 現状認識

①自社の事業概要

当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鋳造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。

②自社の経営状況

売上は令和4年3月90,000千円、令和5年3月期100,000千円と増加しており、営業利益についても令和4年3月期4,500千円、令和5年3月期6,000千円と増加している。

昨今の円安傾向により今後自動車の輸出が増加することが見込まれることに加え、提携先を活用した独自ルートにより海外販売先の開拓も進んでいることから、今後は輸出販売を中心に受注増が予想される一方で、海外部品メーカーとの競合が激化する見込み。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、生産量に限界があることから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、最新の生産設備への入替えを計画している。

最新のプレス機械、油圧ハンマー、フォーミングロールの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善による製造原価の低減や、生産量の拡大による売上の向上を図り、当社の強みである高性能エンジン部品の国際競争力を強化することを目的とする。

②将来の展望

- ・新たな設備の導入により、生産能力が向上することに伴い、受注拡大が見込めることから売上の増加を図る。
- ・また、高精度な加工が可能になることから、歩留まり率が向上し、製造原価を低減させることができる。
- ・担当者の熟練度によるばらつきも抑えることができるため、限られた人員でより多く生産できる体制を構築することでき、生産性の向上を実現することができる。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
5, 0 0 0 千円	5, 4 5 0 千円	9. 0 %

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	プレス機器／PR123-45	令和5年12月	東京都練馬区〇-〇-〇
2	空調設備／HM4321	令和5年12月	東京都練馬区〇-〇-〇
3	測定機器／FR21-2	令和6年3月	東京都練馬区〇-〇-〇
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	40,000	1	40,000	
2	建物附属設備	15,000	1	15,000	
3	器具備品	45,000	1	45,000	
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	40,000
	建物附属設備	1	15,000
	器具備品	1	45,000
合計		3	100,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
先端設備導入購入資金	融資	80,000
先端設備導入購入資金	自己資金	20,000

6 雇用に関する事項

令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）において、雇用者給与等支給額を令和4事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和5年10月10日に従業員代表の賃上 太郎に対して表明した。

従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

【記載例】

令和5年10月10日

(市区町村長) 殿

住 所 〒000-0000
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名 称 及 び 株式会社 太刀井工業
代表者の氏名 代表取締役 平川 貴徹

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの当社事業年度）〔注1・2〕において、従業員に対する給与総額（雇用者給与等支給額）を令和4年度〔注3〕と比較して1.5%以上増加させる方針を従業員代表の賃上 太郎に説明し、賃上げ方針について従業員に対する表明を行いました。

上記の賃上げ方針について、我々従業員は令和5年10月10日に〇〇〇という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和5年10月10日
従業員代表 賃上 太郎

署名（記名・押印も可）が必要。
記名のみは不可。

(例)

- ・社員全員へのメール
- ・朝の朝礼で口頭説明
- ・社内の掲示板への掲載
- ・社内のポータルサイトへの掲載
- ・書面の配布

(記載上の注意)

1. 法人は事業年度、個人事業主は暦年での賃上げ方針について記載してください。
2. 新規の計画申請日を含む事業年度（令和5年4月1日以降に開始するものに限る）又はその翌事業年度における賃上げ方針について記載してください。
3. 賃上げ方針において、上記2と比較するのは、新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額になります。